



第24回

今話題の 東日本大震災に係る義援金等

税制副委員長 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、東日本大震災に係る義援金の取り扱い（法人の場合）についてご説明します。みなさんの会社で支出した義援金について、税務上の取り扱いを確認してみてください。

1

義援金等の相手先を確認しましょう

法人税において、法人が支出した寄付金のうち、次のような指定寄付金等だけが全額損金算入できます。指定寄付金等に該当するかどうかは「寄付の相手先」により決まります。万が一、指定寄付金等に該当しなければ、「一定の限度額計算」があるため、全額損金算入できない可能性があります。ご注意ください。

2

指定寄付金等の範囲

指定寄付金等とは、

(1)「国等に対する寄附金」と(2)「指定寄附金」に大きく分けられます。

(1)「国等に対する寄附金」

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金※
- ③ 新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で

最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの

- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- ⑤ 上記以外のもので、募金団体を通じて、

最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

※ 日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金としてのものなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの（財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限り、）につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。

これを見てもわかるように、直接「国または地方公共団体に対するもの」だけでなく、**最終的に「国または地方公共団体に拠出されるもの」**であれば、対象となります。(寄付金や義援金等を集めた団体等に確認してみてください)

(2) 「指定寄附金」

こちらに該当するものには、次のようなものがあります。

- ① 社会福祉法人中央共同募金会の「**災害ボランティア・NPO活動サポート募金**」として直接寄附した義援金等(平23.3.15財務省告示第84号)
- ② **認定NPO法人**に対し、「**東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用**」に充てるために行った寄附金
(その募集に際し、「**国税局長の確認**」を受けたもの)に限ります。)

(3) 募集した団体に確認するのが一番！

上記の(1)または(2)に該当するかどうかは、その寄付金の相手先に確認するのが一番です。「全額損金算入できる寄付金」に該当するのであれば、領収書または募金の要綱にその旨が記載されていると思います。

不明な場合は、募集した団体等に確認してみるようにしてください。

「税務申告に必要な証明書等」を発行してくれるのではないかと思います。

逆に言うと、街頭募金などのように証明できるものがない場合には、損金に算入することができないと思われる。

3

申告書に記載が必要です

法人税の確定申告書に「寄附した義援金等に関する事項」を記載してください。

具体的には、別表14(2)の「**寄附金の損金算入に関する明細書**」を記載し、法人税の確定申告をする必要があります。

また、「義援金等を支出したことが確認できる書類」を**保存**する必要があります。

今回は、法人のケースを説明しましたが、個人で寄付した場合にも、所得税法の「寄付金控除」や、住民税の「ふるさと納税」などの取り扱いがあります。今年の確定申告の際に、確認してみてください。



法人会では、会員の皆様
の声を税制に反映すべく、
活動をおこなっています。

税制副委員長
小林誉光